

第12章 産業廃棄物

1 概 略

産業廃棄物とは、事業活動に伴って排出される廃棄物のうち「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」で定められた20種類の廃棄物と特別管理産業廃棄物のことをいい、その処理責任は排出する事業者にある。

近年、経済成長や国民生活の向上に伴い、大量の産業廃棄物が排出され、環境省の調査によると、ここ数年の全国の産業廃棄物の総排出量は年間約3億8,600万トンとなっている。

一方、これらの産業廃棄物を適正に処理するために必要不可欠な最終処分場の残余容量は逼迫しており、廃棄物の処理を行う新たな施設が求められているが、廃棄物処理問題に対する住民の不安や不信感から設置を反対するケースも多く見受けられ、設置許可に対する規制も強化されていることから、新たな施設の確保が非常に困難となっている。

また、産業廃棄物の不法投棄やそれらによる環境汚染の危惧、景観に対する住民意識の高まり等、廃棄物を巡る問題は多様化、複雑化してきており、行政として様々な観点からの対応を望まれている状況にある。

こうした状況を踏まえ、平成23年度には廃棄物の減量化・再生利用を推進するとともに、廃棄物処理施設の信頼性・安全性の向上や不法投棄対策等の総合的な対策を講じ、廃棄物の適正処理を推進するため、廃棄物処理法の改正が行われている。

また、国は、「家電リサイクル法」、「建設リサイクル法」、「自動車リサイクル法」などの制定や、広域的なリサイクル等促進のための環境大臣の認定による特例を設けるなど廃棄物の種類に応じた新しい観点からの法律の制定等を次々に行っており、廃棄物・リサイクル問題を取り巻く環境はますます変化している。

従来「埋め立て」・「焼却」といった処理方法から資源化して再利用することを義務付ける「リサイクル処理」へ確実に移行している。

本市においても、廃棄物・リサイクル問題は社会的な関心が非常に高く、行政の監視体制の強化や指導の徹底等が求められている。

本市は、廃棄物処理法施行以来、保健所設置政令市として産業廃棄物の適正処理を推進すべく廃棄物処理業者に対する指導・監督、排出事業者に対する啓発等を行っているが、これら法の趣旨を遵守しながら、住民生活環境の保全を図り、循環型社会形成を実現するため、今後も積極的な廃棄物行政を推進していくこととする。

廃棄物の適正処理のためには、廃棄物処理業者はもとより、排出事業者が果たすべき役割は極めて重大であり、平成20年4月から新たに産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出義務化が排出事業者に課せられていることから、今後も行政と排出事業者がいかに連携を取り合い、生活環境や経済活動に支障をきたさないよう適正処理を推進していくことが大きな課題となっている。廃棄物に係わる私たち一人ひとりが、それぞれの立場で廃棄物のあり方を考え、各々の役割を果たしていくことが最も大切である。

2 産業廃棄物処理業者の処理状況（令和4年度）

品 目	処分
	処分量(t)
1 燃え殻	0
2 汚泥	22,417
3 廃油	1,623
4 廃酸	133
5 廃アルカリ	260
6 廃プラスチック類	51,650
7 紙くず	5,023
8 木くず	62,501
9 繊維くず	592
10 動植物性残さ	315
11 動物系固形不要物	0
12 ゴムくず	2
13 金属くず	16,027
14 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	26,484
15 鉱さい	16
16 がれき類	250,906
17 動物のふん尿	0
18 動物の死体	0
19 ばいじん	0
20 その他	3,248
特別管理産業廃棄物(感染性)	18
特別管理産業廃棄物(その他)	26
計	441,241

令和4年度の処理状況については、産業廃棄物処理業者からの実績報告によると、市内処分業者によって処分された量は441,241トンであり、前年比約29%減となっている。

廃棄物の処理については、排出事業者の意識も高まっているが、今後とも長崎県、佐世保市と連携を図りながら、産業廃棄物の適正処理について指導・啓発を行うとともに、産業廃棄物処理施設の整備に向けて努力する必要がある。

なお、廃棄物処理法の改正（平成23年4月1日施行）により、本市の（特別管理）産業廃棄物収集運搬業者の許可事務の多くが長崎県に合理化されたため、市内処分業者によって処分された量のみでの報告となった。

3 産業廃棄物処理業者許可状況

(1) 本市における産業廃棄物処理業者許可状況

(令和5年 3月31日現在)

事業所所在地 業 種	市内	市外	合計
収集運搬	51(6)	15(5)	66(11)
中間処理	39(2)	16(1)	55(3)
最終処分	1(0)	0(0)	1(0)
中間処理・最終処分	2(0)	1(0)	3(0)
計	90(8)	31(6)	121(13)

* () は内書きで、特別管理産業廃棄物処理業者数である。

(2) 本市における産業廃棄物処理施設設置状況

(令和5年 3月31日現在)

施設の種類の種類	施設数	施設の種類の種類	施設数
汚泥の脱水施設	8	汚泥のコンクリート固化施設	0
汚泥の乾燥施設	2	汚泥等に含まれるシアン化合物の分解施設	0
汚泥の焼却施設	1	廃PCB等の焼却施設	0
廃油の油水分離施設	0	廃PCB等の分解施設	0
廃油の焼却施設	1	PCB汚染物等の洗浄又は分離施設	0
廃酸・廃アルカリ中和施設	2	その他の焼却施設	0
廃プラスチック類破碎施設	13	最終処分場(安定型)	6
廃プラスチック類焼却施設	2	最終処分場(管理型)	2
木くず又はがれき類の破碎施設	56	最終処分場(遮断型)	0
合 計			91

* 施設数は法施行令第7条該当施設の数(移動式を含む)を記載。

